

「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」の概要

～ 3兆円の税源移譲を確実なものとするために～

平成 17 年 10 月 4 日

地 方 六 団 体

1 改革案を提示するに当たっての前提条件

(1) 「三位一体の改革」の更なる推進

地方分権推進のための「第2期改革」

- ・ 地方分権を一層推進するため「三位一体の改革」は、引き続き19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を行うべき

「国と地方の協議の場」の制度化等

- ・ 「国と地方の協議の場」は、今後も定期的を開催し、これを制度化すること

(2) 18年度改革に当たっての具体的な前提条件

3兆円規模の確実な税源移譲

- ・ 「基本方針 2005」を踏まえ、個人住民税所得割の10%比例税率化により、所得税から住民税へ3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること

地方交付税による確実な財政措置

- ・ 税源移譲額が、補助金等の廃止で措置すべき額に満たない団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと
- ・ 第2期を含め改革を行っている間は、不合理な地方交付税等の地方一般財源の削減をしないこと

施設整備事業に対する財政措置

- ・ 廃棄物処理施設等の施設整備は、個別の団体にとって臨時・巨額の財政負担となることから、事業の円滑な執行が確保され、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の措置を講じること

地方の改革案の範囲内での検討

- ・ 平成18年度に優先して税源移譲すべき国庫補助負担金(18年度移譲対象補助金)は、あくまで地方の改革案で示した3.2兆円の移譲対象補助金の中から選別して提示する。
- ・ 地方の改革案にない補助負担率の切下げなどが代案となることは絶対にあってはならず、地方の自主・自立につながらない補助金等が改革対象に入る余地はないことを、政府はあらかじめ確認し、誠意をもって協議を行うこと

地方への負担転嫁の禁止

- ・ 国の財政再建のための補助負担率の引下げや税源移譲に結びつかない補助金等の廃止・縮減などを、昨年のようにスリム化と称して改革に含めることは、地方への負担転嫁であり断固として受け入れられない
- ・ 特に、生活保護事務等は、法定受託事務として国が制度設計を行い、処理基準等をきめ細かく定める事務であり、絶対に対象としてはならない

新たな類似補助金、交付金の創設禁止

- ・ 補助金等を廃止する一方で、従前の補助金等と類似の新たな補助金、交付金等を創設することは、国に権限と財源を残す上、地方の自由度・裁量性を高めるとい改革の意義をも損ねるものであり、認められない

2 平成18年度の国庫補助負担金改革

(1) 18年度移譲対象補助金の規模等(総額9,970億円程度をリスト化)

- ・ 3兆円規模の税源移譲を確実に実施するため、18年度移譲対象補助金は、先送りされた税源移譲額6,000億円に結びつくものとなるよう選定する
- ・ 昨年の政府・与党合意で改革分として決定した補助金等の中には、従来の補助金等のまま一部存続したものも多い。税源移譲に結びついていない存続分については、18年度移譲対象補助金として再度選別する

(2) 18年度移譲対象補助金の内容

地方財政法第16条関係の経常的な国庫補助金 【1,620億円程度】

例：在宅福祉事業費補助金(支援費等分を除く)、小規模企業等活性化補助金、農業委員会交付金 など32項目

地方財政法第10条関係の経常的な国庫負担金 【2,580億円程度】

例：児童保護費等負担金(児童入所施設措置費等負担金)、公営住宅家賃対策等補助、保健事業費等負担金((目細)保健事業費負担金) など9項目

経常的な国庫補助負担金のうち交付金化されたもの 【570億円程度】

例：次世代育成支援費対策交付金、農業・食品産業強化対策推進交付金、農山漁村地域活性化推進交付金 など9項目

普遍的・経常的に行われる施設整備に関する補助金等 【5,200億円程度】
(交付金化されたものを含む)

例：公営住宅建設費等補助、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、公立学校施設整備費負担金、廃棄物処理施設整備費補助 など12項目

3 国庫補助負担金改革に併せて講じるべき措置

- (1) 地方交付税の見直し
- (2) 国直轄事業負担金の廃止
- (3) 国による関与・規制の見直し等
- (4) 新たな法律の制定(「三位一体の改革」推進のための法整備)
- (5) 国の行財政改革の断行と地方の自己改革

以上